

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【公表番号】特表2015-506757(P2015-506757A)

【公表日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-015

【出願番号】特願2014-553509(P2014-553509)

【国際特許分類】

A 61 B 17/68 (2006.01)

【F I】

A 61 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月15日(2016.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨を治療する装置であって、

連結部分によって互いに接合された第1及び第2の部分を含む骨プレートであって、前記連結部分の剛性は前記第1及び第2の部分のそれぞれの剛性より小さい、骨プレートと、

前記第1の部分上のひずみを測定する、前記第1の部分上に取り付けられた第1のセンサと、

前記第2の部分上のひずみを測定する、前記第2の部分上に取り付けられた第2のセンサと、を含む、骨を治療する装置。

【請求項2】

前記骨プレートは、当該骨プレートの長手方向軸に沿って延在する長さと当該骨プレートを横断する幅とを有し、前記連結部分は前記第1及び第2の部分の幅より小さい幅を有する、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記連結部分は、少なくとも所定のしきい値のねじりがかけられたときに壊れるように設計された脆弱な連結具として形成される、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記第1のセンサは、MEMSセンサ、ひずみゲージ、及びプリント基板に接続された給電式素子の中の1つを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記第1のセンサは受動的給電式素子を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記第1及び第2のセンサは外部のデータ収集ユニットに無線でデータを提供する、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

前記第1のひずみと前記第2のひずみとの比率を計算し前記骨上の荷重の影響を正規化する処理ユニットを更に含む、請求項1に記載の装置。

【請求項8】

骨を治療するためのシステムであって、

第1の骨プレートであって、当該第1の骨プレート上のひずみを測定するために当該第1の骨プレート上に取り付けられた第1のセンサを含む、第1の骨プレートと、

第2の骨プレートであって、当該第2の骨プレート上のひずみを測定するために当該第2の骨プレート上に取り付けられた第2のセンサを含む、第2の骨プレートと、

前記第1のセンサによって測定したひずみと前記第2のセンサによって測定したひずみとの比率を決定し前記骨上の荷重の影響を正規化し前記骨の治癒のレベルを決定するプロセッサと、を含む、システム。